

誓 約 書

この度、私は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）の規定による賃借権の設定等の申し出を行うにあたり、権利取得後において下記の事項について誓約します。

なお、誓約を履行しない場合には、設定した権利の解除手続きに協力します。

記

- 1 農地のすべてを効率的に利用して、耕作等の事業を行うこと。
- 2 必要な農作業に常時従事すること。
（常時従事する見込みがない場合）
地域の他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行うこと。
（常時従事する見込みがない法人の場合）
業務執行役員の 1 人以上が耕作等の事業に常時従事すること。
- 3 周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと。
- 4 農地中間管理機構からの求めに応じて、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用状況を報告すること。
- 5 賃借料の支払いに応じること。
- 6 農業に関する法令（農地法（第 3 条、第 4 条、第 5 条、第42条、第51条）、農業振興地域の整備に関する法律（第15条の 2、 3）、種苗法（第20条、第25条）農薬取締法（第24条））を遵守していること。

公益社団法人埼玉県農林公社

理事長 小畑 幹

様

日付の記入は不要です

令和 年 月 日

申請者 住 所

川越市〇〇〇456-7

氏 名

小江戸 次郎

自署もしくは記名押印（認印可）

小江戸